

【用語解説】

(1) 国際人権規約

International Covenants on Human Rights

昭和41年(1966年)国連総会で採択、日本は昭和54年(1979年)に批准。

世界人権宣言で規定した権利に法的な拘束力をもたせるために条約化したもの
社会権規約(経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約)と自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)が中心。

(2) 人種差別撤廃条約

International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

昭和40年(1965年)国連総会で採択、日本は、平成7年(1995年)に加入。

世界のいくつかの地域において、人種差別がいまだに明らかに存在すること等を警鐘として受け止め、あらゆる形態と表現による人種差別を速やかに撤廃するために必要なあらゆる措置をとること、また、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種的隔離と差別のない国際社会を築くため、人種主義理論・慣行を防止し、かつ、これらと闘うことを決意して定められた条約

「人種差別」とは、人種、皮膚の色、門地又は民族的もしくは種族的出身に基づくあらゆる区別、除外、制約又は優先をいう。

(3) 女子差別撤廃条約

Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

女性差別撤廃条約とも呼ばれる。

昭和54年(1979年)国連総会で採択、日本は、昭和60年(1985年)に批准。

女性の権利を包括的に規定するもので、「世界女性の憲法」とも言われており、事実上の男女平等の実現を目標とした条約

(4) 児童の権利条約

Convention on the Rights of the Child(児童の権利に関する条約)

子どもの権利条約とも呼ばれる。

平成元年(1989年)国連総会で採択、日本は、平成6年(1994年)に批准。

子どもの意見表明権、思想・表現の自由、子どもに関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護など、18歳未満の子どもの権利に関して包括的に規定。

(5) 障害者権利条約

Convention on the Rights of Persons with Disabilities (障害者の権利に関する条約)

平成18年(2006年)国連総会で採択、日本は、平成26年(2014年)に批准。

障がい者の権利や尊厳を保護・促進するため、障がいを理由とする差別の禁止や、障がいのある人が障がいのない人と同じように暮らすためのさまざまな施策を包括的に定めている。

(6) 障がい

平成21年度(2009年度)に策定した第2期阿南市障害福祉計画から、本市における計画の策定や障がい者施

策の推進に当たって、障がい者の方々の心情に一層配慮し、市民の皆様の障がいに対する理解をさらに深めていただく契機とするため、法律や制度等で用いられている固有の名称を除き、「障がい」や「障がいのある人」のように「害」をひらがなで表記している。

(7) パワーハラスメント

社会的な地位の強い者による「自らの権力（パワー）」や立場を利用した嫌がらせ
略称は「パワハラ」

(8) 同和対策審議会答申

昭和40年（1965年）8月11日付け答申

「同和対策審議会設置法」に基づき設置された総理府の附属機関である同和対策審議会から内閣総理大臣あてに出された「同和地区に関する社会的経済的諸問題を解決するための基本方策」についての答申

「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と明記された。

(9) 地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月）

同和対策特別措置法が廃止され、その後を継ぐ地域改善対策特別措置法が施行されたことに伴い政令で設置された、対策事業に関する基本的事項を調査審議するための機関である地域改善対策協議会がまとめた意見

同和問題に関する基本認識として「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元ともいうべき国内において、同和問題などさまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」とし、「基本的人権を保障された国民の一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。」と明記された。

また、同和問題解決への展望として「特別施策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものではないことは言うまでもない。」と指摘された。

(10) 障がい者

身体障がい（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、内部障がい）、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者

(11) 児童虐待

親または親に代わる保護者が、18歳未満の子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為で、身体的虐待、性的虐待、養育の拒否・保護の怠慢（ネグレクト）、心理的虐待の4種類に分類される。

(12) ドメスティック・バイオレンス（DV）

阿南市男女共同参画推進条例では、「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう）」と捉えている。

最近では、DVを防止していくには、交際相手の身体的もしくは精神的、性的な暴力であるいわゆる「デートDV」を防止していくことが不可欠だと認識されている。

(13) SNS

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）

登録された利用者同士が交流できる Web サイト上の会員制サービスのことで、①Facebook (フェイスブック) ② Twitter (ツイッター) ③ LINE (ライン) ④ Instagram(インスタグラム) ⑤ YouTube (ユーチューブ) などを指す。SNSには、自分のプロフィールを公開する機能、日記や写真・動画を投稿し会員がコメントできる機能、メッセージやチャットを送受信する機能、会員に別の会員を紹介する機能、テーマを決めて掲示板などで交流できるコミュニティ機能などがある。

(14) 教育方針

第3期阿南市教育振興基本計画に「学びの和を通して生涯活躍できる力を地域と共に育む教育の推進」、「生きる力を育み、一人ひとりが輝く学校教育の推進」、「互いの人権を尊重し、心豊かに安心して暮らせるまちづくりの推進」、「個性豊かで活力に満ちた生涯スポーツの振興」、「安全・安心な教育環境の確保と基盤整備の推進」の5つの教育方針が定められている。

(15) NPO法人 (特定非営利活動法人)

「NPO法」(特定非営利活動促進法)の規定によって成立する団体のことをいう。一般的にはNPO法人だけでなく、法人格のない市民活動団体やボランティアグループなども含めてNPO [Non-Profit Organization (非営利組織)の略称]と呼ばれている。「特定非営利活動」とはNPO法で、20分野の活動に該当する活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものと定義されている。

*NPO法 平成10年(1998年)施行

社会貢献のための活発な活動を行うボランティア団体が簡単に法人格を取得できるようにと制定された法律

(16) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動

一般に「性的いやがらせ」と訳されている。略称は「セクハラ」

(17) 公正採用選考人権啓発推進員

同和問題をはじめとする人権問題の正しい理解と認識のもと、就職面接試験に際して「就職差別につながると思われる14項目」に抵触する質問等を行わないなど、公正な採用選考を図ることにより、就職の機会均等を確保するため、一定規模以上等の事業所の人事責任者等から選任される者

その役割としては、①公正な採用選考システムの確立を図ること、②職業安定行政機関との連絡に関する事、③その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関する事等がある。

(18) 阿南市人権教育・啓発市民講座

平成14年(2002年)8月26日に第1回目の市民講座を開催し、以後偶数月に県内外から講師を招いて講座を開催している。

(19) 阿南市人権フェスティバル

平成8年度(1996年度)から毎年開催。

市民の人権尊重の高揚を図るため、明るく、楽しく、参加しやすい雰囲気の中で集い、人権についてふれあうイベント

人権尊重の理念について、市民の理解を深めるため、講演会、映画会など各種イベントの開催を行っている。また、広く市民から募集した人権啓発標語・ポスター及び人権作文の表彰・発表・展示をし、市民啓発に努めている。

(20) 阿南市人権教育・啓発講師団

平成14年(2002年)7月1日、17人の講師でスタートし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者など、さまざまな人権問題の解決に向けて各課題ごとに講師を選任、登録し、事業所や団体から講師派遣の依頼を受けて講演等を行っている。

(21) ユニバーサルデザイン

Universal Design

文化、言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設、製品・情報の設計

(22) 本人通知制度

住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止のための制度

本人以外の第三者が住民票の写しや戸籍謄本等の交付を受けたとき、交付した事実について、本人通知制度に事前登録した本人へ郵送等により通知される。通知の内容は、交付された証明書の種別、交付枚数、交付請求者(第三者)の種別が記載される。

*第三者とは、住民票であれば「同一世帯」以外の者、戸籍等であれば「同じ戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者、八業士(弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士)をいう。

*交付請求者氏名は記載されない。

(23) えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である。」という人々の誤った認識に乘じ、同和問題を口実に会社・個人や官公署などに対し、物品の購入等、不当な利益や義務のないことを求める行為

これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、同和問題の解決の大きな阻害要因となっている。

(24) 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(25) エンパワーメント

「力を付けること」の意味

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的あるいは文化的に力を持った存在として活躍する場を広げていくこと。

(26) 児童憲章

児童の権利と、それに対する社会の責任を宣言しており、日本の児童に関する法律・施策・活動の指針となるもので、昭和26年(1951年)5月5日に制定。

(27) 次世代育成支援対策推進法

我が国における急速な少子化の進行等を背景として、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育

成される環境の整備を図るため、平成15年（2003年）7月に公布。国、地方公共団体、事業主等の責務及び行動計画の策定等、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための必要な措置を規定。

(28) ふれあい学級

さまざまな理由で学校に籍を置いたまま、一時的に通級する学級

学級へ子どもは通級しなくても（できなくても）保護者や本人を対象とした教育相談を実施している。

長い間学校に通学できなかったり、ふれあい学級に通級することが困難な児童・生徒には学校と連携して家庭訪問を行う。

(29) ニート

Not in Employment, Education or Training

非労働力人口のうち、就業、就学、または職業訓練等を受けていない15歳から34歳までの未婚者（内閣府の定義）

(30) ノーマライゼーション

障がいのある人など、社会的な制限を受ける人々を当然に包含するのが通常の世界であり、だれもがあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにしようという考え方のこと。

(31) ふれあいのまちづくりフェア

障害者週間（12月3日～9日）を記念して、障がいのある人たちと健常者がふれあいを深め、地域社会のなかでともに歩んでいこうとする社会をめざして、本市が平成11年度（1999年度）より取り組んでいる行事で、阿南市人権フェスティバルと同時開催している。

(32) バリアフリー

高齢者・障がい者等が、支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるように、物理的・心理的・社会制度・情報の障壁（バリア）をすべて除去する（フリー）こと、あるいはそれらが実現した生活環境

(33) 外国人技能実習生

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づく業務に従事する者

「技能実習」の在留資格での在留期間は最長5年となっている。技能実習生は受入れ企業で雇用契約に基づき労働者として働くことから、労働基準関係法令が適用される。

(34) メディアリテラシー

テレビやインターネット、新聞などの出版物など、情報を伝達する媒体（メディア）を使いこなす基礎的な素養のこと。メディアを通じて情報を取得・収集し、取捨選択および評価・判断する能力や、自らの持つ情報をメディアを通して適切に発信できる能力のこと。